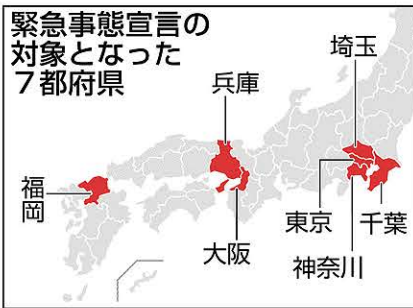


首相、緊急事態宣言

新型コロナ 来月6日まで7都府県



緊急事態宣言のポイント

- 期間は5月6日まで
- 対象地域は東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県
- 感染防止へ国民の協力を一層求めるとともに医療体制の強化を図る
- 私権制限を伴う措置が可能
- 不要不急の外出自粛要請に法的根拠が生じるが強制力はない。海外のような都市封鎖(ロックダウン)は想定せず

新型コロナウイルス感染症対策本部の会合で緊急事態を
宣言する安倍首相(7日午後5時44分、首相官邸)



Q 新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言
感染が全国のかつ急速にまん延し、生活と
経済に甚大な影響を及ぼす恐れがある時、首相が区
域と期間を定めて宣言する。これにより、都道府県
知事は①不要不急の外出の自粛要請②映画館など興
行施設の使用制限の要請・指示一ができる。このほ
か、臨時の医療施設を開設するため所有者の同意が
なくても土地や建物の使用が可能になる。医薬品や
食品などの売り渡し要請・収用もできる。保管命令
に応じない場合などには罰則がある。

安倍晋三首相は7日夕、
新型コロナウイルスの感染
拡大に備える改正特別措置
法(新型コロナ特措法)に
基づく政府対策本部の会合
を官邸で開き、緊急事態を
宣言した。対象地域は東京、
神奈川、埼玉、千葉、大阪、
兵庫、福岡の7都府県で、
期間は5月6日まで。専門

家で構成する諮問委員会は
宣言内容を「妥当」と評価
した。首相は対象となる地
域や期間を国会に事前報
告。特措法による緊急事態

外出自粛に法的根拠

宣言は初めてで、私権制限
を伴う措置が可能となる。

首相は都市部を中心に感
染が拡大し、医療崩壊が懸
念されるため宣言が必要と
判断した。7日夜に記者会
見し、国民に外出自粛など
について協力を呼び掛け
る。

緊急事態宣言で不要不急
の外出自粛要請に法的根拠
が生じ、対象地域の知事は
医薬品、食品などの収用や、
医療施設開設のための土地
や建物の強制使用が可能と
なる。ただ政府は海外のよ
うな都市封鎖(ロックダウン)
を想定しておらず、公
共交通機関の運行や食料品
店の営業など国民の社会、
経済活動は可能な限り維持
する。

首相は衆院議院運営委員
会で「都道府県と緊密に連
携しながら感染拡大防止の
取り組みを徹底する」と強
調。「可能な限りの外出自
粛などに全面的にご協力を
いただきたい」と求めつつ、
鉄道各社への減便要請は考
えていないとした。